



行政書士 

— gyoseisyoshi-shizuoka —

 しず  おか

2024

No.314

秋号



～ 出合岬から望む戸田 ～



静岡県行政書士会



静岡再発見の旅

皆さんは「船」というとどのようなものを思い浮かべるでしょうか。現代人の感覚であれば、金属でできた動力船で、大きいものであれば何百人が乗り込み、また大量のコンテナを積み込んで航海するようなものを想像するのが一般的かと思います。ですが今回はそれより少し前、江戸時代の終わりに戸田村（現在は沼津市）で造られた日本初の近代様式帆船と、それに携わり、その後日本の造船技術の発展に深く関与した船大工、上田寅吉のお話です。

沈没したロシア船ディアナ号

1855年（安政2年）11月4日、東海地方を襲った安政の大地震が引き起こした津波は、日本との国交交渉のため下田港に停泊していたロシア軍艦ディアナ号に大きな被害をもたらします。損傷したディアナ号の修理は戸田で行われることになり、伊豆の西側を北上し始めましたが…そこでさらに波風の被害に遭い、漁民による多数の小舟でのえい航という措置も空しく、最後には沈没してしまいました。

ヘダ号の建造

ディアナ号に乗船していたプチャーチン提督とその一行は、ロシアに帰還するため、当初船を修理する予定であった戸田にて代替りの船を造ることとなりました。とはいえ当時まだ江戸時代であった日本には、竜骨という船の背骨のような部材を有する西洋式の船を造り上げる技術がありませんでした。そこで、沈没したディアナ号から運び出されていた設計図を用い、「スクナー型」と呼ばれる洋式帆船の建造に着手しました。その後、100日余りの時間をかけて建造されたのが、日本初の洋式帆船である「ヘダ号」です。



戸田造船郷土資料博物館展示 ヘダ号の模型

7人の船大工

このヘダ号の建造の際に中心となったのが、「造船世話係」に任じられていた7人の船大工です。その中の1人に戸田村出身の上田寅吉が居ました。

上田寅吉はヘダ号の建造の後、海軍長崎伝習所で学び、さらにはオランダ留学まで果たします。

幕府が倒れ、明治政府がスタートすると、上田は横須賀造船所の初代所長に就任し、日露戦争で活躍した初期の軍艦の建造にも携わるなど、日本の造船業の近代化に貢献しました。この記事を作成するにあたってお邪魔した沼津市にある戸田造船郷土資料博物館の建物の隣には、そんな上田寅吉を「近代造船の先駆者」として顕彰する碑が建っています。



また博物館には、言葉や長さの単位が違うという困難な状況の中でヘダ号の建造に成功した上田ら7人の船大工が実際に使用していた道具類、沈没したディアナ号の錨や模型なども展示されています。併設されている駿河湾深海生物館にも興味深い数々の展示がありましたので、戸田を訪れた際にはぜひ立ち寄ってみてください。



船大工たちが実際に使用していた道具類

沼津市HP「戸田村造船郷土資料館」

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/shisetsu/zosen/>

CONTENTS

静岡県行政書士会 経営規模等評価審査 事前審査業務委託40周年	3
県知事表敬訪問	4
支部長協議会	5
各支部活動報告（西遠支部）	6
各支部活動報告（島田支部）	8
令和6年度第1回新入会員特別研修会	9
わたしの履歴書	10
教えて先輩！	13
仕事に役立つIT活用 第22回「クラウドの覇者決定戦：主要オンラインストレージサービスを徹底比較」	
	広報委員会 川口瑞知子……14
今さら聞けないビジネス用語	広報委員会 伊藤 みほ……16
幸せの小箱	広報委員会 伊藤 僚……17
掲 示 板	18
お 知 ら せ	19
会員の動静	21
会議記事内容	28
編 集 後 記	30



～ 出合岬から望む戸田 ～

西伊豆にある戸田は観光地としても有名で、周辺では金目鯛タカアシガニ、その他珍しいものなど様々な深海魚が水揚げされ、提供されています。また、夏には海水浴を楽しむこともできます。戸田造船郷土資料博物館を訪れた際にはぜひその他の施設にも立ち寄ってみてください。

【祝 静岡県行政書士会 経営規模等評価審査 事前審査業務受託40周年】

令和6年8月6日（火）クーポール会館にて、静岡県行政書士会 経営規模等評価審査 事前審査業務40周年記念事業が開催されました。

経営事項審査は、公共工事を受注する建設業者の技術的能力と経営状況などを審査する制度です。

その事前審査業務は、今から40年前の昭和59年に静岡県行政書士会会員が個々に委嘱され経審会場にて審査を実施していましたが、平成7年より静岡県と行政書士会との契約に移行し、建設業委員会の管理のもと、現在も続いていて、静岡県と行政書士会の連携が図られています。

記念事業の第一部では「建設業許可や経審の際にベテランが注意していること」をテーマに、グループディスカッションが行われました。その後の式典では、日本行政書士会連合会常任理事許認可業務部部長の村山豪彦様の基調講演と懇親会が行われ、盛会な記念式典となりました。



平岡会長の挨拶



新入会員・ベテラン会員でのディスカッション



来賓祝辞
静岡県交通基盤部建設経済局建設業課長 平山伸一様



基調講演「建設業界における行政書士の展望」
講師：日本行政書士会連合会常任理事・許認可業務部長
兵庫県行政書士会名誉会長 村山豪彦様

静岡県知事表敬訪問

令和6年7月19日(金)、平岡会長、中山政連会長他5名が新たに静岡県知事に就任された鈴木康友知事を表敬訪問いたしました。

現在、本会では経営規模等評価審査事前審査業務委託契約を静岡県と締結し、県内土木事務所管内の8会場で事前審査員が業務に従事、協力体制を維持していることを知事に説明いたしました。また『事前審査業務受託40周年記念式典』の実施について触れた後、業務受託開始時からそのままとなっている事前審査員報酬の増額について申し入れを行いました。

さらに、森林環境税の徴収が始まることから県民の森林整備への関心が高まっており、所有者不明森林の整備が大きな課題となることが考えられることに触れ、行政書士は、相続関係説明図等の書類作成等を業としており、これまで市町の土地所有者探索を業務受託した経験と実績があることをアピールし、本会が「所有者不明森林整備」業務の一端を担えるよう、知事にお力添えをお願いしました。

参加者

静岡県行政書士会 平岡会長、土田副会長、戸本副会長、倉田相談役

静岡県行政書士政治連盟 中山会長、田畑幹事長、小倉副幹事長



支部長協議会

本会会務の1つに支部長協議会があります。この支部長協議会は会長、副会長、常任理事、支部長（+副支部長）、監事、相談役といった面々が集まり、年4回開催されています。内容としては、まず本会の会務報告があり、協議事項として本会からの提案・要望、支部からの提案・要望などが話し合われます。

直近では7月18日に、令和6年度第1回支部長協議会がシズウェルにて開催されました。まず、定時総会や一般倫理研修未受講者への対応などの報告があり、続いて

本会より ・行政書士試験について
 ・行政書士制度広報月間について
 ・官庁訪問について など

支部より ・総会の委任状について など
 が提案・要望としてあげられ、活発な意見交換がなされました。



普段は各支部で活動しているので、他支部の様子などを知ることはほとんどありません。しかし、支部長協議会では各支部長が一堂に会するので、良いものを参考にしたり迷っていることを相談したりできる場となっています。



支部長協議会議長 西遠倉田支部長 お疲れさまでした



政連議長 富士宮杉浦支部長 お疲れさまでした

各 支 部 活 動 紹 介

西遠支部

西遠支部は浜松市（中央区、浜名区、天竜区）と湖西市を区域としており、会員数は400名超の大規模な支部です。

西遠支部では毎年行政書士会と土地家屋調査士会の二会合同で支部旅行が企画されています。交代で幹事を行っており、今年は土地家屋調査士会の幹事で【中華街から難攻不落の小田原城とピカソを巡る】と題し横浜・小田原・箱根を回る一泊二日の旅行に行ってきました。

【一日目】

8時45分浜松駅に集合し、いざ横浜へ。皆さんの日頃の行いが良すぎて、天気もとっても良い中まずは中華街で腹ごしらえ（と景気づけにちょっと？一杯）

お腹もご機嫌も良くなったところで炎天下のお散歩。日本丸を見たり、日本初都市型循環式ロープウェーに乗ったりと各自汗だくで横浜市内を楽しみます。

さて、ひとつぶろ浴びてさっぱりしたらお待ちかねの大宴会。その後酔い覚ましに各々ナイトクルージングに出かけたり、夜の街に繰り出したりとそれぞれが横浜の夜を堪能して一日目は終了です。



* この日の最高気温は33.7℃ 暑い 汗



* いつ見ても派手な門（笑）



* 本格的な中華料理と紹興酒を堪能



* ロマンティックなナイトクルージング

【二日目】

二日目は難攻不落の小田原城。西遠支部も倉田殿様のもと、一丸になって日々業務と戦っております。さて、西遠支部の固い絆が確認できたところで次は鈴廣かまぼこの里でかまぼこ手作り体験。魚のすり身を板にドーム型に付けていきます。これがなかなか難しく、真剣な顔で取り組みます。竹にすり身を巻き付けてちくわ作り体験も。焼きたてが食べられますよ。

お腹が満たされたら次は芸術に触れるため、箱根彫刻の森美術館へ。彫刻に触れながら目指すはピカソ館。2019年7月27日にリニューアルオープンして現在は116点の作品が展示されています。ピカソは時代によって作風やスタイルが全く違うのでそれらを見比べるのも面白かったです。



* 難攻不落の小田原城 本条氏の本拠地として有名



* 殿お一 (倉田西遠支部長)



* かまぼこ作り
簡単そうに見えてやってみると難しい(-_-)



* 2019年7月にリニューアルオープン
作品を17のテーマに分けて展示しています。

暑い中、笑いあり、笑いあり、汗だくありの充実した旅でした。

普段、まじめに業務に取り組んでいる会員のリフレッシュ旅行になりました。私は業務上、土地家屋調査士さんと絡むことがあまりないため、交流の機会も持ててよかったです。

来年は行政書士会が幹事！楽しみです。

各 支 部 活 動 紹 介

島田支部

島田支部では、毎年グラウンドゴルフ大会と納涼会を行なっています。例年は10月頃に行われるこの行事ですが、今年は本会の親睦大会が11月開催に変更になったことで6月23日に笹ヶ久保グラウンドゴルフ場（島田市伊太）で行いました。当日は雨も降らず天候には恵まれたのですが、6月とは思えないほどの暑さでした。島田支部は、グラウンドゴルフ巧者の会員が多くプライドを賭けた熱いプレイを繰り広げていました。

納涼会は伊太和里の湯（島田市伊太）の温泉とご飯で親睦を深めました。この行事には、平岡会長、清水支部から杉本支部長、見機副支部長、伊豆支部の神木会員にもご参加いただき大変盛り上がりしました。



グラウンドゴルフ後、爽やか笑顔の集合写真



伊藤支部長の華麗な1打



2度のホールインワンを出した伊藤支部長



優勝は、松下会員

令和6年度第1回新入会員特別研修会が開催されました

開催日：令和6年8月19日(月)

会場：もくせい会館2階

8月19日、本年度第1回目の新入会員特別研修会が開催され、今回は44名の新入会員の方々が参加しました。

当日は、コンプライアンス意識の確立を目指し、職業倫理と法令遵守の徹底を図るべく、静岡県経営管理部法務課長幸田良隆様より新入会員に向けた激励のご挨拶を戴くとともに、同課主査藤原知子様よりコンプライアンスについてのご講義をいただきました。

午後には各部会に分かれてグループミーティングが行われ、諸先輩方から業務の事や、日々の疑問などに答えていただき、有意義な1日になりました。



常任理事紹介 「わたしの履歴書」



静岡県行政書士会 常任理事 鈴木 淳

所属：富士支部

入会年：平成9年5月1日

主な役職

富士支部副支部長 平成25年度～平成26年度

富士支部支部長 平成27年度～平成28年度

理事 平成29年度～平成30年度
(総務委員長・親睦大会実行Gキャプテン)

常任理事 令和元年度～現在
(運輸委員会統括部長・法教育推進委員会統括部長)

2024年8月13日。年々夏の暑さは厳しさを増し、昭和28年生まれの私(当年71歳)の記憶では、毎年毎年前例がない酷暑に、そしてその気温上昇に伴う気候変動に苦しめられている様に感じます。

ところで、前回「行政書士しずおか」No.304秋号「わたしの履歴書」では、私の「武田晴信事件」を投稿させていただきました。

信頼関係にあった筈の父と息子の私は、○女(女)の存在で袂を分かち結果となり、本位でない見苦しい骨肉の争いを経験することとなりました。

そして私が社員と共に会社を立ち上げたのが20年前、平成16年の春でした。会社の再スタートは思った以上に厳しいものでした。金銭的にも零からでなく、マイナスからのスタートとなりましたし、父親に対する下剋上を周囲の人達に理解してもらうのにも、かなりの時間とエネルギーを必要としました。

対して父親は、病院で苦しみながら平成18年に永眠。

○女は旧社屋の土地・建物を売却して、自分の思い通りに生きていた筈が、噂ですが○女も間もなく不幸な亡くなり方をした様でした。

私達の会社は社員の努力と多くの温かい知己の応援もあって、私の不安を拭い去る様に、一年一年力を付けて参りました。

私とは言えば背負うものも大きく一心不乱、常に前向きに生きて来ました。毎日昼夜を分かたず忙しく働いていた私でしたが、無理が祟ったのか年齢と共に身体は悲鳴を上げ始め、取り返しがつかない体の異常に気が付きませんでした。初めに私を襲ったのは烈しい腰痛でした。

10mも歩行すると痛みで脂汗をにじませてうずくまる様になり、平成27年には腰部脊柱管狭窄症の手術を受ける結果となりました。さらに私は、令和元年に受けた人間ドックで致命的な状況を知ることとなりました。

次に私を襲ったのは、「悪性リンパ腫」、そして手術も出来ない、放射線療法も出来ない進行した前立腺癌でした。前立腺癌は、すでに私の体中の骨に「多発骨転移」していました。前立腺癌の判断数値P S Aは通常0～4.0のところ私は異常高値1009mg/ml…当然の様に余命宣告を受けるに至りました。茫然自失の結果に私は最初、打ち拉がれていましたが、愛する家族に支えられ、一日一日を大切に生きて行こうと思いました。私は発症からの一年目は、只々私の死亡に対するダメージをどうすれば軽減できるかを考え続けていました。

しかし何となく「ちがう。」と思えてなりませんでした。

私は暗中模索しながらも二年目からは、私の夢を追うことに決めました。昼夜の区別なく私を襲う癌の激痛と闘いながら夢を追い続けました。一日の目標を決め、一か月の目標を決め、更に一年間の目標を決め、自分のスキームを達成することを考えて来ました。

その日々は私に人生をポジティブに生きる楽しさと笑顔を与えてくれました。

そして私は今、癌発症後もうすぐ5年目となります。現在までなんとP S Aは0.003未満、測定不能が続いています。「私は付いている。」幸運にも良い医師に出遇えた事。良い薬に出遇えた事。そして、ここでも温かい知己と家族が私を応援してくれました。

私に授けられた残りの人生を前向きに、刺激的に私にとって可能な限り全力で自らを活かすのみでなく、他を活かすことに全力を傾けて行きたいと毎日思っています。

私はとても毎日が楽しく、ステージを上げる為の努力を惜しみなく過す…私は充実してとても幸せです。まだまだ生きていきます。



静岡県行政書士会 理事 松島 正幸

所 属：中遠支部

入 会：平成24年6月1日入会

主な役職：

理 事 平成27年度～平成28年度
 (中小企業支援委員会 委員長、法人・
 企業法務委員会 委員長、中小企業
 支援業務開発PT チーフ)
 令和5年度～現在
 法人・企業支援委員会 委員長

上方落語の古典に「代書屋」という演目があるのをご存知でしょうか？

作者は4代目桂米團治という落語家さんで、この方は大阪で実際に落語家と兼業で代書屋を営んでいたそうです。

私がこの嘶を最初に聴いたのは、まだ前の仕事をしていた頃で、当時は父から継いだ自動車部品の下請け工場を経営していて、毎晩のように残業をしながら落語のCDを聴いていました。その当時はまさか将来本当に自分が「代書屋」になろうとは夢にも思っていませんでした。

その下請業ですが、事業を引き継いだ当初はそれなりに利益が出てやりがいもあったのですが、平成も後半になった頃には徐々に業績も不振になり、2008年のリーマンショックによる景気悪化で一気に経営的に厳しい状況に立たされたのに加え、ちょうど同時期に親会社との関係でもトラブルがあったこともあり「価格決定権がこちらに無い仕事は駄目だ」という長年の考えと「もうこの仕事には将来性はない」と見切りをつけて自主廃業を決めました。正直、この選択は私の人生でも最大級に正解だったと今でもその頃の自分を褒めたくくなります。

仕事を廃業した後、当初は一般の企業に就職することも考えていたのですが、会社に残っていた機械を売却するなど残務整理に時間が掛かった為、その期間就職に有利になるかと思い「宅建」の資格取得に挑戦しました。その過程で「いまさら会社員なってもなあ…」という考えが浮かび（恐らく代々自営業の家系だったことも影響したのかもしれませんが…）いっそのこと独立開業できる資格を探そうと方向転換をし、宅建の勉強中に興味を持った行政書士に挑戦したところ、運よく合格できたため、経験も人脈もありませんでしたが「これも何かの縁だ」とポジティブに考えて行政書士登録し開業をしました。

登録してすぐの頃、同期の友人から誘われて当時静岡岡で注目されていた「知的資産経営」の講習会に参加したことをきっかけに、企業支援業務関連の業務講習会に何回か参加していたところ、当時副会長兼統括部長をされていたI先生に声を掛けていただき、新設されたばかりの中小企業支援委員会に所属することになりました。当時は開業したばかりで、中小企業支援に関連する業務どころか行政書士業務そのものの経験も実績も未熟な私でしたが、実際に企業経営と廃業の経験があったことが少しだけ役に立ったのではないかと思います。

その委員の任期中に当時委員長をされていたW先生が急逝されてしまったため、その次の役員改選のタイミングで行政書士登録3年目にもかかわらず中小企業支援委員会他2つの委員会、PTの委員長、リーダーを務めることになりました。

これには当時非常に困惑し、また不安がありました。他の委員会のメンバーは私よりもベテランで優秀な方ばかりだったので、「自分は調整役に徹しよう」と逆に開き直って委員会活動に取り組みました。

1期2年の委員長でしたが、この2年間は本当は自分にとって成長させていただいた期間であり、またあの期間があったからこそ自分は今でも行政書士として仕事を続けていられるのだと思っています。

ただ、その間の委員会活動の中で「行政書士が行う法人・企業支援とはなにか？」を考えたとき、それは、何か特別な業務を指すのではなく、またコンサルタントのような仕事をするのではなく、まずは本来業務である「許認可」をはじめ「お客さんが求めている、必要としていることを提供すること」であり、逆にそれができなければどんなに「法人・企業支援をやります」と言っても絵に描いた餅なのではないかと思う

ようになりました。

そして、まずは自分も行政書士の本道である「許認可」をちゃんとできるようになりたいと思うようになり、委員会を離れ、その後は自分なりに本来業務である建設業許可をはじめとする許認可業務の仕事のスキルを上げるように努めました。

今回、理事として法人・企業支援委員会の委員長を担当することになりましたが、決して私自身は企業支援関係業務のエキスパートではありませんし、逆に会員の皆様の中にはもっと専門的に企業支援分野の業務を手掛けていらっしゃる方は多いと思います。

ただ、私が思うのは行政書士の扱う業務の多くがそのまま法人・企業支援業務でもあり、お客様（企業）の依頼を確実に遂行できる能力を持つことが企業支援の専門家への第一歩だと思っています。

法人・企業支援委員会は他の委員会とは違い、実務のキャリアがそれほど長くない会員の方でも、真面目に業務に向き合い、お客さんに寄り添ってお仕事をされている方であれば委員として活躍することは十分可能だと考えておりますので、法人・企業支援業務ご興味のある方は是非人材バンクに登録をしていただき、法人企業支援委員会への参加をしていただけたらと思います。

教えて先輩！

「教えて先輩！」

会員からの業務に関する質問や疑問に、ベテランの行政書士がズバリお答えします!!

Q 丁種封印って何ですか？ 行うには何か資格が必要ですか？
将来性はありますか？

A 1. 封印って何？
自動車登録業務において封印とは、登録自動車（大雑把に言って軽自動車と二輪車を除いた自動車）の後部のナンバープレートを取り付ける左上のビスを覆う直径2cm程の丸い金属のキャップです。盗難防止や不正改造の防止の役割をしています。表面に静岡県内の自動車の場合は“静”、東京都の自動車の場合は“東”と管轄する都道府県ごとに違う表示がされています。新規登録や管轄変更（例えば浜松→静岡など）、後部ナンバープレートの再製などでは新たな施封が必要となります。

2. 丁種封印とは？（封印制度の歴史）

出張封印制度ができるまでは、ナンバープレートを変更する場合、現車を運輸支局等に持ち込まなければなりません。そして、運輸支局等から委託を受けた甲種受託者（静岡県の場合は自動車会議所）の職員の方（通称“封印のおじさん”）に施封してもらわなければなりません。

出張封印制度ができ、行政書士は甲種受託者からの再々委託の形で、一部のナンバー変更は運輸支局等への持ち込み不要となりましたが、“ユーザー本人からの依頼に限る”とか“車台番号の拓本を提出しなければならない”とか、かなり厳しいものでした。

時がたち、行政書士が実績を積み、信頼を得るなかで、徐々に規制が緩和され、ついに丁種封印制度が実施されました。元々の封印受託者としては、甲種（ナンバープレート交付代行者）、乙種（新車ディーラー等）、丙種（J U中販連）の3種類が有りました。これに対して行政書士会（行政書士個人ではない）に委託されたものが丁種封印であり、甲種から独立し、運輸支局等からの直接委託になったことを意味します。そして、乙種・丙種との“住み分け”という縛りは残ったものの、殆どの施封が運輸支局等への現車持ち込みなしでできるようになりました。

現在ではこの垣根もなくなり、また、他の行政書士に対する再々委託制度もできました。これは、自分では請求できない他県の封印を、その県の丁種封印資格を持つ行政書士に依頼し、車検証・ナンバープレート・封印を送付してもらう事を可能にしました。例えば、

ディーラーのセールスが他県の知り合いに車を売ったとします。従来ならば納車の日、当該運輸支局等に現車を持ち込み、登録をし、納車をするという手順だったものが、納車をする前に登録が済ませられるという事です。納車の日に登録をするのは、道路状況や登録の不備の心配があるので、その心配がなくなったという事でディーラーの方には大変喜ばれています。

3. 丁種封印するには資格が必要？

丁種封印は各単位会が各運輸支局等から受託した封印業務であり、国土交通省からの通達、運輸支局等の準則によって運用されています。この準則の中に、“丁種受託者から再委託を受けて封印の取付作業を行わせることのできる行政書士”として“自動車登録業務に十分精通した行政書士”と規定されています。そこで静岡県行政書士会運輸委員会では、これを担保するため、丁種封印資格取得希望者に向けて講習と考査を行っています。この考査に合格し、所定の賠償保険に加入し、静岡県行政書士会に所定の書類を提出して初めて丁種封印の資格が得られます。（詳細は、「静岡県行政書士会封印業務の受託に関する規程」等を参照。）

4. 丁種封印の将来性は？

- ① 乙種封印・丙種封印との垣根がなくなり、ディーラーやJ U中販連会員から依頼された施封の制限が無くなった。
- ② 静岡県行政書士会は静岡・愛知・神奈川・東京・山梨の各運輸支局から委託を受けており、この5運輸支局に対して自分の名前で封印を請求することができるが、近い将来全国の陸運支局等に拡大されることがアナウンスされている。
- ③ 複数の乙種封印受託者による不正が明らかになり、運輸支局等によりこの受託者に封印業務委託の解除や停止の処分があった。これらの事業所が販売する新車の施封が行政書士に依頼される可能性がある。

これらのことから、丁種封印の依頼はかなり増えるものと予想されますので、丁種封印の将来性は高いと言えるのではないかと考えます。

仕事に役立つIT活用

第22回「クラウドの覇者決定戦：主要オンラインストレージサービスを徹底比較」

広報委員会 川口 瑞知子

オンラインストレージは、私たちの業務に欠かせないツールとなっています。しかし、まだ利用したことがない方や、他のサービスも知ってみたいと感じている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今回は、オンラインストレージの基本から主要サービスの特徴までを詳しくご紹介します。

1. いまさら聞けない「オンラインストレージ」とは？

インターネット上にデータを保存できるサービスの総称で、様々なデバイスから簡単にアクセスできるのが特徴です。別名「クラウドストレージ」とも呼ばれます。

書類を紙で保管したり、パソコンのハードディスク内に保存したりする代わりに、インターネットを通じて、サーバーにデータを保管し、必要な時にアクセスできるのが特徴です。

2. ここが仕事のお役立ちポイント

「どこからでもアクセス可能」

インターネットに接続できる環境（スマホ・PC・タブレット等）があれば、オフィスや自宅、出張先でも、オンライン上のデータにアクセス可能です。



「情報共有が便利」

メールでは送りづらい大容量ファイルも、保管場所のリンクを共有するだけでお客様やチーム内で簡単にやりとりすることができます。



「一定容量まで無料」

ほとんどのサービスが一定容量まで無料で利用でき、初期投資なしで始められます。

気軽に導入でき、使用量に応じて段階的に有料プランにアップグレードできるため、無駄なコストを抑えられます。



「データ保持の安全性向上」

パソコン故障によるデータ損失のリスクを低減させ、災害時のBCP（事業継続計画）対策としても有効です。

さらに、自動バックアップや、誤って削除してしまったファイルの復元、バージョン管理（バージョン復元）機能が備わっているサービスもあります。

うっかり上書き保存⇒前のデータに戻したい！という時のお助けに◎。



「直感的な操作感覚」

ITに詳しくない方でもPCができれば簡単に使えます。

ほとんどのサービスが直感的な操作で作業ができるようデザインされていて、ファイルのドラッグ&ドロップや、右クリックメニューからの操作など、基本的に普段の操作と変わらない感覚で利用できます。



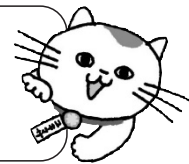
3. 主要サービスの比較

様々なサービスがありますが、主流の3つを紹介します

サービス名	特徴	無料容量	有料プラン
Dropbox	使いやすさに定評があり 個人や小規模チームに人気	無料 2GB	2TB/ 月額1,200円から

PCアプリ版は通常のフォルダと同じ外観・操作性です。バージョン復元などの付加的機能が、右クリックで簡単に呼び出せます。複雑な操作はほぼ無し。

スマホやタブレット版アプリも利用すれば、どこからでも最新ファイルを参照できます。



Google Drive	Googleアカウントがあれば即利用可能、他のGoogleサービスとの連携が強み	無料版 15GBまで	100GB/ 月額250円から
--------------	--	---------------	--------------------

Googleの他サービスとの連携がナイスです。

グーグルドライブに保存した画像やPDFを右クリックし、メニューからグーグルドキュメントでファイルを開くと、(完璧ではないものの)文字部分が編集可能なテキストに変換されます。

有料プランは、家族内で容量を分け合うことができます。



Microsoft OneDrive	Windowsユーザーにとっては、OneDriveはOSに組み込まれているため、エクスプローラーから直接アクセスできて使いやすいです。	無料版 5GBまで	100GB/ 月額260円から
--------------------	---	--------------	--------------------

こちらも外部ユーザーとファイル共有が可能なのですが、基本的にWindowsは法人向けの機能強化を目的としていることと、個人用のストレージである印象が強いため、相手によっては共有に、抵抗を感じる可能性があります。



4. まとめ

いかがでしたでしょうか。各サービスの特徴をふまえて、自身のニーズに合わせた最適なサービスを選んで活用していただけましたら幸いです♪

2024年最新版。今さら聞けないビジネス用語

広報委員会 伊藤 みほ

ビジネス用語は日々新しいものが生み出されています。

意味が分からなくて会話が通じなかったり、使ってはいるものの実ははっきりと理解していなかったり、という人もいるのではないのでしょうか？

そこで、本記事では今さら人に聞きにくいビジネス用語をまとめてご紹介。

ビジネスの現場で飛び交う用語の意味をビシッと押さえておきましょう。

インバウンド／アウトバウンド

日本を訪れる外国人の数がコロナ禍前を上回って過去最多を記録し、毎日のように「インバウンド」という言葉を耳にします。インバウンドには英語で「本国、市内へ行く」という意味があり、一方アウトバウンドには「外国、市外へ行く」という意味があります。

業界によって使い方は異なりますが、「入ってくる」「出ていく」という基本的な意味は共通しています。そこで今回はインバウンド、アウトバウンドがそれぞれの業界でどのように使われているかをご紹介します。

■観光業界におけるインバウンド／アウトバウンド

まずは、おなじみ観光業界におけるインバウンド／アウトバウンド。観光業界において、インバウンドは「訪日外国人や海外から日本への旅行」、アウトバウンドは「海外を訪れる日本人や日本からの海外旅行」という意味で使われます。

特に近年は政府によってインバウンドが促進されており、日本を訪れた外国人旅行者による消費活動やそれに関連する需要などが「インバウンド消費」や「インバウンド需要」と呼ばれています。

■IT業界におけるインバウンド／アウトバウンド

IT業界においては、主に「インバウンドリンク」「アウトバウンドリンク」という言葉が使われます。インバウンドリンクとは、あるWebサイトやWebページが、他のサイトやページからリンクされることを指します。

反対にアウトバウンドリンクとは、あるWebサイトやWebページから他のサイトやページへリンクすることを指します。

■マーケティング業界におけるインバウンド／アウトバウンド

マーケティングの業界では、インバウンドとアウトバウンドもマーケティング手法の1つとして使用されています。

インバウンドマーケティングとは、SNSやWebサイトを通じて情報を発信して顧客から自社を見つけてもらい、見込みの顧客を育成することで顧客の獲得を目指すマーケティング手法を指します。

一方アウトバウンドマーケティングとは、テレビCMやダイレクトメールなど、企業からの一方的な情報発信によって顧客の獲得を目指すマーケティング手法を指します。

■コールセンター業界におけるインバウンド／アウトバウンド

コールセンター業界において、インバウンドは顧客から企業にかかってくる電話を指し、アウトバウンドは企業が顧客に向けてかける電話のことを指します。

インバウンドコールの主な内容は、自社商品の注文やサービスに関する問い合わせです。一方アウトバウンドコールの主な内容は、商品の購入者などに対するアフターサービスや、テレアポを始めとする顧客へのアプローチです。

今回はインバウンド／アウトバウンドについて取り上げてみましたが、いかがでしたか？

外来語も「カタカナ」という便利な文字を使ってどんどん取り入れる、日本語ってとても柔軟な言語ですね。ときには元の意味を離れて独自の進化を遂げることも… 次々に生まれる新しい言葉、できれば楽しい言葉がはやってほしいと思う今日この頃です。

幸せの小箱 ~Felice Coffret~

広報委員会 伊藤 僚



広報委員おすすめの本やDVD、業務に役立つグッズ等をご紹介します。
コーヒープレイクのお供に。忙しかった一日の締めくくりに。
皆様に幸せをお届けする小箱をそっと開いてみてください。



現代社会において、私たちは日々の業務に追われ、ストレスを感じる事が多くなっています。そんな中、スポーツを取り入れることが仕事のクオリティを劇的に向上させる方法として注目されています。

スポーツをすることで得られる最大のメリットは心身のリフレッシュです。デスクワークや長時間の打ち合わせは、知らず知らずのうちに身体に疲労を蓄積させ、集中力を低下させます。スポーツは、これらの疲労を解消し、心身をリフレッシュさせる効果があります。軽い運動を取り入れるだけでも体内の血流が促進され、脳への酸素供給が増加します。これにより思考がクリアになり、業務においてより迅速かつ的確な判断ができるようになります。

また、習慣化することで、体力と忍耐力が向上します。これにより、長時間にわたるプロジェクトや厳しい締め切りにも耐えることができるようになり、持続的なパフォーマンスを発揮することが可能となります。またチームスポーツはコミュニケーション能力や協調性の向上にも寄与し、人間関係を円滑にします。

さらに、ストレスの軽減にも効果的です。エンドルフィンというホルモンが分泌されリラックス効果が得られるため、日常のストレスを軽減し、メンタルヘルスを改善することができます。ストレスフリーな状態は、創造性を高め、新しいアイデアを生み出す力を向上させるため、業務効率が格段に上がります。

スポーツと言っても様々なものがありますが、今回は中高年でも始められ、最近特に人気が出始めたものを3つ紹介させていただきます。ぜひ毎日の生活にスポーツを取り入れて、最高のパフォーマンスを発揮してみてください。

ロゲイニング

ロゲイニングは、地図とコンパスを使って広範囲の自然環境や市街地に設けられたチェックポイントを制限時間内にできるだけ多く訪れることを目的とするスポーツです。個人またはチームで参加し、チェックポイントごとに設定された得点を競います。

- 体力に合わせた運動量
ロゲイニングは自分のペースで行うことができるため、無理なく運動ができます。競技の難易度や時間も選択できるため、自分の体力や経験に合わせて参加可能です。
- 頭脳のトレーニング
地図読みやルート計画など、頭脳を使う要素が多く含まれているため、認知機能の維持や向上に役立ちます。
- 自然との触れ合い
ロゲイニングは自然の中で行われることが多く、新鮮な空気を吸いながらリフレッシュできます。自然環境を楽しむことで、ストレス解消や精神的な健康も期待できます。



ブラジリアン柔術 (BJJ)

ブラジリアン柔術は、寝技を中心とした格闘技で、主にグラウンドでの戦いを重視します。相手を倒してからのポジショニングや関節技、絞め技を使って相手を制する技術が特徴です。日本の柔術と柔道を基にブラジルで発展した格闘技で、フィジカルだけでなく技術と戦略が重視されます。

- 体力に応じた運動量
ブラジリアン柔術は、自分のペースで練習できるため、無理なく運動を続けられます。個々の体力や健康状態に合わせた練習メニューが組まれます。
- 柔軟な技術習得
技術やテクニックが重視されるため、力に頼らずに戦うことができます。年齢を重ねても、技術の習得により競技を楽しむことができます。
- 怪我のリスクが少ない
柔術は安全に行うためのルールやマットの使用が徹底されています。適切な指導の下で行えば、怪我のリスクを最小限に抑えることができます。



ノルディックウォーキング

ノルディックウォーキングは、専用のポールを使って歩くウォーキングスタイルで、スウェーデンで発祥しました。ポールを使うことで、上半身の筋肉も使いながら全身を効率的に運動させることができます。

- 関節に優しい
ノルディックウォーキングは、ポールを使うことで体重を分散させ、膝や腰への負担を軽減します。これにより、関節に優しく、怪我のリスクが少ないです。
- 全身の筋肉を鍛える
ポールを使うことで上半身の筋肉も使うため、より効果的な全身運動が可能です。これにより、筋力や持久力の向上が期待できます。
- 心肺機能の向上
有酸素運動として、心肺機能の向上や体力の増強に役立ちます。心臓や肺の健康を維持するのに効果的です。



掲示板

「第29回
会員写真コンクール」
作品募集中!!

今年度も、恒例の“写真コンクール”を開催します。
皆様の力作、お待ちしております。



第28回（令和5年度） 会長賞受賞作品
「夏の棚田」 西遠支部 村松 正利会員

= 募集要項 =

- テーマ……………自由
- 締め切り……………令和6年11月30日
- サイズ……………キャビネ大又は2Lサイズ
データ（1作品2MB未満、jpg形式）でも可能。本会メールアドレスに添付ファイルでお送りください。
- 賞……………会長賞、優秀賞、入賞、佳作
来年度の定時総会において、表彰いたします。
- 選考……………常任理事会にて、厳正に審査を致します。
- 結果発表……………受賞作品及び受賞者名は『行政書士しずおか』新春号（令和7年2月発行予定）に掲載予定です。
- 留意点……………
 - ・応募作品は返却しません。
 - ・人物が被写体の作品は、応募者の責任において了解が得られているものとみなします。
 - ・入賞作品の著作権は撮影者に帰属しますが、静岡県行政書士会が広報誌、印刷物、ホームページなどに使用する権利を保有します。
 - ・応募作品は、未発表の作品に限ります。
 - ・応募作品は、日本国内で撮影されたものに限ります。
 - ・撮影後、1年以内の作品に限ります。
 - ・1名につき、2作品までの応募を受け付けます。
 - ・会報誌掲載にあたり、画角等を変更させて頂く場合があります。
- 送付先……………静岡市葵区駿府町2番113号 静岡県行政書士会 写真コンクール係
E-Mail shizuoka@sz-gyosei.jp 見出しに[写真コンクール]と明記
※必ず支部名・氏名を明記してください。
また、作品毎にタイトルを付けてください。撮影場所の説明なども記入してください。

Bulletin board

お知らせ

「令和6年度行政書士制度広報月間PR活動のご案内」

今年も行政書士制度広報月間が参ります。

毎年各支部に御協力を願いながら、広報委員会の広報活動事業を広報誌の紙面を頂いて会員の皆様にお知らせをいたします。

1) 静岡新聞題字下広告（静岡新聞第一面への広告；年間12回）

2) SBSテレビと静岡第一テレビのスポットCM

静岡県行政書士会TV-CM「行政書士会に頼めば」編、15秒間のスポットCMをSBSテレビに12本、静岡第一テレビに17本、計29本を放送致します。

かわいいワンチャンを媒体としたクオティの高いCMです。

3) SBSラジオを使用した広報活動

令和6年度、今年で3回を迎えますが「生中継ScooopY」企画です。

10月の行政書士制度広報月間における支部の無料相談の場に、SBSラジオカー「スクーパー」が取材に行く、出前タイプの広報活動です。

SBSラジオキャスターと静岡県行政書士会平岡会長、支援支部及び広報委員がSBSラジオ「ゴゴボラケ」内に生出演。臨場感溢れる新鮮な情報をお届けします。

今年度出演支部は中遠支部中津川支部長御願ひしています。

又、7～9月、10～12月、1～3月の期間、SBS番組「テレホン人生相談」。放送開始から57年の長寿番組内での固定スポット企画です。

各クール毎週火曜日と水曜日の放送時間内で20秒CMを8本/月、合計24本をラジオ番組内で放送しています。

4) 最後に令和6年度で初めての強化PR活動を企画しました。

10月2日、SBSテレビ・静岡第一テレビの番組の中、生出演での広報活動です。

SBSテレビ「Soleいいね」（10：25～11：20）には平岡会長、静岡第一テレビ「まるごとプラス」（11：25～11：30）には土田副会長が登場致します。番組内での生告知・広報活動で1～2つ上の効果を期待するものです。

会員の皆様、ぜひ耳目に因る行政書士広報活動に今一度触れていただき、会員の皆様も今まで以上に行政書士業務を広く発信していただきたいと思います。宜しくお願い申し上げます。

静岡県行政書士会 申請取次行政書士管理委員会

申請取次届出済証明書 更新手続きのご案内

申請取次行政書士の皆様

届出済証明書の有効期間は「3年」です

有効期間を確認し、余裕をもって日行連主催の【研修会】を受講してください

※ご自身の更新手続き時期に研修会が開催されない可能性があります

※手続きの締め切り日を過ぎますと更新ができず、新規としての手続きが必要となります

【フローチャート】



●申請取次手続きのフローチャート

<https://www.sz-gyosei.jp/private/editclose/shintori>

静岡県行政書士会ホームページ TOP

>会員ログイン>各種手続>申請取次業務

にて、必要書類等をご確認ください

【規程】



●参考資料「規程」

<https://www.sz-gyosei.jp/private/Rule/download/32>

静岡県行政書士会ホームページ TOP

>会員ログイン>会員遵守事項・法規集>申請取次行政書士
管理委員会規程

【実務研修会の日程】



●日行連行政書士申請取次関係研修会

<https://www.gyosei.or.jp/members/training/shintori>

日行連ホームページ TOP

>会員ログイン>研修・セミナー>申請取次関係研修

実務研修会の詳細は日行連のホームページをご確認ください

QRコードは[会員ログイン]後
スマホカメラをかざしてニャ



所持する届出済証明書の更新手続締め切り期限を徒過し、有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会(新規)を受講していただくこととなりますので、十分にご留意ください。

会 員 の 動 静 新入会員



あいづゆきのり
相津幸典

西遠支部
令和6年5月1日
相津行政書士事務所
湖西市新所岡崎梅田入会地17番地の110

〒 431-0423
TEL 053-577-1203
FAX 053-577-2428

〈コメント〉

土地利用関連の業務を中心に活動し、地域の発展に貢献できればと思います。宜しくお願いします。



くすみともひろ
楠美智弘

静岡支部
令和6年5月1日
ミライズ行政書士事務所
静岡市葵区紺屋町17番地の1
葵タワー1階

〒 420-0839
TEL 050-3551-0602

〈コメント〉

相続税専門の税理士として遺産整理の必要性を感じ登録しました。宜しくお願いします。



ねまゆきこ
根間有希子

西遠支部
令和6年5月1日
サンレイ行政書士事務所
浜松市中央区中島3丁目19番5号

〒 430-0856
TEL 053-463-7881

〈コメント〉

はじめまして。真面目にコツコツと頑張ります！宜しくお願いいたします。



おかもときよこ
岡本記代子

静岡支部
令和6年5月1日
岡本行政書士事務所
静岡市葵区竜南一丁目7-3
2F

〒 420-0804
TEL 050-8886-8292
FAX 050-8886-8292

〈コメント〉

誠実に、ひたむきに、業務に取り組んでまいります。どうぞ宜しくお願いいたします。



はなばしこずえ
花橋こず依

西遠支部
令和6年5月1日
花橋こずえ行政書士事務所
浜松市中央区篠原町2111番地の7

〒 431-0201
TEL 053-525-7747
FAX 050-1469-1692

〈コメント〉

私の趣味は神社仏閣への参拝です。行政書士の仕事を通して皆様のお役に立てるようがんばります。



さのりょうへい
佐野良平

富士宮支部
令和6年5月1日
佐野良平行政書士事務所
富士宮市北町4番19号

〒 418-0061
TEL 090-7047-9711
FAX 0544-27-7171

〈コメント〉

行政書士として地域に貢献できるよう精進します。ご指導、ご鞭撻をお願いいたします。



はやかわ なおき
早川直希

西遠支部
令和6年5月1日
早川直希行政書士事務所
浜松市中央区篠ヶ瀬町629番地
の1

〒 435-0042
TEL 053-422-3981
FAX 053-422-3959



まえだ ひるゆき
前田博之

三島支部
令和6年5月1日
グッドライフ行政書士事務所
田方郡函南町平井1733-465

〒 419-0107
TEL 090-3590-6469

〈コメント〉

ご縁のある三嶋大社近くにて開業、社会貢献に務めてまいります。



さの まさひこ
佐野雅彦

静岡支部
令和6年5月15日
行政書士事務所 ACTION
静岡市葵区伝馬町1-2
ホテルシティオ静岡3F-10

〒 420-0858
TEL 050-8889-2136
FAX 050-8889-2137

〈コメント〉

熱い志と冷静な対応を心掛け、焦らずたゆまず精進して参りたいと思います。



おおいし あやこ
大石文子

西遠支部
令和6年5月15日
行政書士大石あやこ事務所
浜松市浜名区貴布祢265番8
イトリエ202号室

〒 434-0038
TEL 090-4865-6657

〈コメント〉

西遠支部の大石文子と申します。挑戦することを恐れずに頑張ります。よろしくお願い致します。



おの の ひとし
荻野仁

志太支部
令和6年5月15日
荻野行政書士事務所
焼津市小土1057番地の1

〒 425-0086
TEL 070-3878-0737
FAX 054-627-1564

〈コメント〉

昨年3月警察を退官し、新たな挑戦として、警察で培った知識経験を生かし業務を行っていきたい。



かなざし やすひろ
金指安弘

賀茂支部
令和6年6月15日
行政書士かなざし事務所
賀茂郡東伊豆町稲取3031-392

〒 413-0411
TEL 090-7034-8185

〈コメント〉

地域の皆様が「安心して相談できる行政書士」を目指し、日々精進いたします。

しん どう すけ
進 藤 進

沼津支部
令和6年6月15日
行政書士進藤進事務所
駿東郡清水町長沢244番地の4
〒 411-0905
TEL 090-7427-8522
FAX 055-973-1342

〈コメント〉

遅いスタートですが、誠実に取り組みたいと思います。御指導賜ります様、御願い申し上げます。

の なか たつ のり
野 中 竜 徳

富士支部
令和6年6月15日
野中竜徳行政書士事務所
富士市島田町2丁目115番地
〒 417-0033
TEL 090-1563-5553

〈コメント〉

これから行政書士として、自分自身の見識を高め、社会貢献を努めていきます。

み たらい やす ゆき
御手洗 康 之

中遠支部
令和6年6月15日
御手洗行政書士事務所
磐田市森下337-3
ぶち蔵ビル豊田101
〒 438-0834
TEL 050-3152-1820

〈コメント〉

地域の皆様から信頼される行政書士になれるよう精進してまいります。

むら まつ よし みち
村 松 良 路

富士宮支部
令和6年7月1日
行政書士 村松総合事務所
富士宮市黒田122番地の3
〒 418-0034
TEL 090-8070-7057
FAX 0544-23-4711

〈コメント〉

5年前まで亡父がお世話になりました。この度入会の運びとなりました。よろしく願い致します。

にしとば のる
西鳥羽 稔

沼津支部
令和6年7月1日
西鳥羽行政書士事務所
沼津市大岡1588番地
ラ・ポール田村201号
〒 410-0022
TEL 080-1306-1903

〈コメント〉

地域の皆様に信頼され、貢献できるよう努力して参ります。宜しく願い致します。

すず き りき と
鈴 木 力 斗

掛川支部
令和6年7月1日
そらかぜ行政書士事務所
御前崎市下朝比奈153-106
〒 437-1605
TEL 090-9196-4170

〈コメント〉

いち早く先輩方と肩を並べられる様に精進致しますので、ご指導、ご鞭撻の程宜しく願い致します。



まつむら さちこ
松村 佐知子

沼津支部
令和6年7月15日
松村行政書士事務所
沼津市北高島町8番34号

〒 410-0054
TEL 055-922-9047
FAX 050-3556-8709

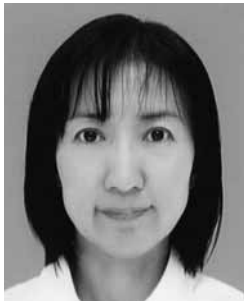


はしづめ ひろき
橋爪 裕樹

西遠支部
令和6年7月15日
ウィズユー行政書士事務所
浜松市中央区中郡町836番地の1

〒 431-3111
TEL 090-7325-0963
FAX 053-569-4993

〈コメント〉
with you solutionをスローガンに、誠心誠意尽力いたします。



あつみ りえ
渥美 理恵

西遠支部
令和6年7月15日
渥美りえ行政書士事務所
浜松市中央区三方原町579の10

〒 433-8105
TEL 090-6073-8062
FAX 053-569-0865

〈コメント〉
お客様に寄り添い、喜んで頂けるような仕事ができるようになりたいと思っています。



さかえ としひこ
坂 恵 聡彦

西遠支部
令和6年8月1日
坂恵行政書士事務所
浜松市中央区鴨江一丁目26番14号

〒 432-8023
TEL 090-3852-9763

〈コメント〉
行政書士の信用又は品位を害する事なく、真心と誠意を重んじ、職務を遂行致します。



みやじま えりこ
宮島 恵理子

志太支部
令和6年8月1日
行政書士宮島事務所
藤枝市宮原623番地の1

〒 426-0133
TEL 080-5112-6651

〈コメント〉
初めてのことも果敢に挑戦していきたいと思えます。ご指導のほど、よろしくお願いいたします。



なすだ まこと
那須田 誠

西遠支部
令和6年8月1日
那須田行政書士事務所
浜松市中央区早出町200番地1
アップルツリー1-B

〒 435-0054
TEL 090-3388-5333

〈コメント〉
人生の新たなチャレンジで行政書士の門をたたかせて頂きました。よろしくお願いいたします。

わた なべ たつ や
渡 邊 達 也

富士宮支部
令和6年8月1日
渡邊達也行政書士事務所
富士宮市西町20番5号

〒 418-0056
TEL 090-4256-6157

あお しま いっ ぺい
青 島 一 平

志太支部
令和6年8月15日
あおしま行政書士事務所
焼津市上小杉556番地の2

〒 421-0201
TEL 080-3651-1713

〈コメント〉

土木や宅建士の知識を活かして頑張ります。よろしくお願ひします。

いけ だ こう じ
池 田 浩 二

静岡支部
令和6年8月15日
行政書士池田浩二事務所
静岡市葵区東千代田二丁目17番10号

〒 420-0801
TEL 054-660-3248
FAX 054-660-3248

まつ もと しろ
松 本 渉

志太支部
令和6年8月15日
松本渉行政書士事務所
焼津市柳新屋1034番地の15

〒 425-0074
TEL 054-629-2069
FAX 054-629-2069

にし の あき こ
西 野 明 子

三島支部
令和6年8月15日
行政書士あんと事務所
三島市南本町14-17
河西ビル201

〒 411-0841
TEL 055-991-7151
FAX 055-991-7152

なか の とし みつ
中 野 俊 光

志太支部
令和6年8月15日
中野行政書士事務所
焼津市宗高1207番地の5

〒 421-0205
TEL 090-1757-1606
FAX 054-662-0233

〈コメント〉

信頼される行政書士になれるよう精進して参ります。ご指導よろしくお願ひ致します。



とよ だ えつ ろう
豊 田 悦 郎

西遠支部
令和6年8月1日
さくら行政書士法人
浜松市中央区曳馬六丁目22番
10号
〒 430-0901
TEL 053-474-9184
FAX 053-457-4430



やす だ ま み
安 田 麻 美

中遠支部
令和6年5月1日
ねこのて行政書士事務所
磐田市国府台74番地1
〒 438-0077
TEL 050-1808-1115

〈コメント〉

ねこのて行政書士事務所では、自賠責業務の他、デザインのご依頼も承っております。



い と う ち や こ
伊 藤 知 也 子

西遠支部
令和6年6月15日
グッド行政書士事務所
浜松市中央区富塚町1709番地
の1
〒 432-8002
TEL 053-488-9440
FAX 053-488-6705

〈コメント〉

この度、西遠支部に登録させて頂きました。宜しく
お願い致します。



なか ぐち あ み
中 口 亜 未

静岡支部
令和6年7月1日
なかぐち行政書士事務所
静岡市葵区内牧116番地の8
〒 421-2118
TEL 054-296-2123
FAX 054-296-2129

〈コメント〉

これまで補助者として従事してきました。改めて迅速、丁寧な対応ができるよう努めてまいります。



お が わ きょう こ
小 川 京 子

西遠支部
令和6年8月15日
行政書士上原一成事務所
浜松市中央区南浅田二丁目2
番11号
〒 432-8044
TEL 053-444-5677
FAX 054-444-5678

廃業

氏名又は名称	支部	事務所	廃業年月日
福井 勇	清水	静岡市清水区半左衛門新田44番地の1 グランド清水806号	R 6.5.2
山本 勝美	西遠	浜松市中区上島5丁目1番13号	R 6.5.19
鈴木 眞一	西遠	浜松市中央区曳馬6丁目25番36号	R 6.5.31
石川 重臣	中遠	袋井市高尾町7番地の8	R 6.6.6
後藤 喜代司	富士宮	富士宮市万野原新田3934番地	R 6.7.31
平下 守男	富士宮	富士宮市外神238番地の8	R 6.8.31
入口 賢一	静岡	静岡市葵区城東町17番9号	R 6.8.31

訃報 謹んでご冥福をお祈りいたします。

氏名	支部	事務所	廃業年月日
瀬川 宏	三島	三島市南田町3番19号 アイダビル105	R 6.4.19
中村 吉克	静岡	静岡市葵区内牧1311番地	R 6.7.31

法人成り

登記年月日	R 6.5.15	支部	西遠
主たる事務所の名称	行政書士法人 S S 総合事務センター	フリガナ	ギョウセイショシエスエスソウゴウジムセンター
〒	430-0901	所在地	浜松市中央区曳馬六丁目25番36号
T E L	053-474-3188	F A X	053-401-3230
代表社員	鈴木 宏典	社員	

登記年月日	R 6.6.3	支部	沼津
主たる事務所の名称	行政書士法人 藩屋事務所	フリガナ	ギョウセイショシホウジンハンヤジムショ
〒	410-0314	所在地	沼津市一本松484番地の2
T E L	080-5645-5050	F A X	
代表社員	今泉 太助	社員	内田 政幸

会員数	1,543名
令和6年8月31日 現在	36法人

会議議事内容

令和6年度 第1回 理事会

開会日：令和6年4月10日(水)

1. 議事

(1) 報告事項

① 会務報告

令和6年1月26日から令和6年4月9日までの会務を報告

② 前回以降本日までの会務報告事項

ア マイナンバーカードの代理申請及び代理受領手続き事業について

令和5年度熱海市と受託業務契約し、申請7件、交付7件と報告

イ 静岡県業務功労表彰候補者の推薦について
清水支部 伊藤雅夫会員、島田支部 松浦富雄会員の推薦を報告

ウ 日行連会長表彰候補者の推薦について

伊豆支部 進士和典会員

伊豆支部 鈴木 亨会員

三島支部 稲葉洋行会員

沼津支部 今井敦史会員

御殿場支部 松本公毅会員

富士支部 横井博人会員

静岡支部 堤 京一会員

静岡支部 中山岳夫会員

志太支部 田中めぐみ会員

島田支部 望月靖子会員

掛川支部 沖 大会員

中遠支部 白井正則会員

中遠支部 村松貴史会員

西遠支部 成瀬記言会員

西遠支部 塩崎宏晃会員

以上15名の推薦を報告

エ 本会HPからの委員会予約について

令和6年度定時総会翌日5月24日より予約可能と報告

オ 令和6年度本会の子な事業日程について

一覧を示し、報告

カ 令和6年度官庁訪問について

希望支部は無かったと報告

キ 大規模災害時被災者支援協定について

市町と締結している協定の改正申し入れを行いたいと述べ、説明会開催を予定していると

説明

③ 日行連報告

(2) 協議事項

ア 令和6年度定時総会について

5月24日沼津プラサヴェルデにて開催、当日役務への協力を依頼

(3) 議案の審議

第1号 令和5年度事業及び会務報告について

全会一致で可決承認

第2号 令和5年度収支決算報告について

全会一致で可決承認

第3号 令和6年度事業計画(案)について

全会一致で可決承認

第4号 令和6年度収支予算書(案)について

全会一致で可決承認

第5号 会則施行規則別表の一部改正について

全会一致で可決承認

(4) その他の事項

2. その他(理事会構成員による自由討議)

令和6年度 第2回 理事会

開会日：令和6年6月13日(木)

1. 議事

(1) 報告事項

① 会務報告

令和6年4月10日から令和6年6月12日までの会務を報告

② 前回以降本日までの会務報告事項

ア 黄綬褒章の受章者について

掛川支部 堀内昭次会員

イ 令和6年度定時総会出席者報告

当日の出席者人数等を報告

ウ 行政書士ADRセンター静岡副センター長の委嘱について

副センター長 中村哲也会員(西遠)

令和6年5月8日常任理事会で委嘱を決定、報告

エ 令和6年能登半島地震に係る災害義援金について

義援金332,987円を石川県に義援金として

送金予定と報告

オ 令和6年度外国人雇用相談支援員派遣事業業務受託について

令和6年5月31日付で静岡県と契約したと報告

カ 熱海市とのマイナンバーカード申請サポート事業業務受託について

令和6年6月1日付で熱海市と契約したと報告

キ 6月3日出入国管理及び難民認定法等についての公聴会について

会長が公述人として意見陳述を行ったと報告

③ 日行連報告

(2) 協議事項

ア 報酬額アンケートの実施について（令和5年分）

報酬額アンケートの実施予定を報告、各委員会に項目の確認を依頼

イ 令和6年度行政書士試験について

試験説明会：11月1日(金)

もくせい会館「富士ホール」

行政書士試験：11月10日(日)

日本大学国際関係学部三島駅北口校舎

試験説明会と試験当日の会場を報告

(3) 議案の審議

第1号 委員の委嘱について

広報委員 沼津支部 川口瑞知子会員

全会一致で可決承認

第2号 令和6年度前期会費の免除について

4月12日、4月19日に死亡した2会員

の会費免除を全会一致で可決承認

(4) 予算執行状況報告

(5) その他の事項

2. その他（理事会構成員による自由討議）

令和6年度 第1回 幹事会

開会日：令和6年4月10日(水)

1. 議事

(1) 報告

① 経過報告

令和6年4月1日から4月9日までの静政連活動の経過を報告

② 前回以降本日までの経過報告

ア 御殿場市議会議員選挙推薦候補者の選挙結果について

会員2名が当選したと報告

イ 日政連会長表彰候補者の推薦について

静岡分会 児島良孝会員、静岡分会 小倉正稔会員の推薦を報告

③ 日政連報告

(2) 協議事項

ア 令和6年度定期大会について

5月24日沼津プラサヴェルデにて開催、当日役務への協力を依頼

(3) 議案の審議

第1号 令和5年度運動報告について

全会一致で可決承認

第2号 令和5年度収支決算報告について

全会一致で可決承認

第3号 令和6年度運動方針（案）について

全会一致で可決承認

第4号 令和6年度収支予算書（案）について

全会一致で可決承認

(4) その他の事項

2. その他（幹事会による自由討議）

令和6年度 第2回 幹事会

開会日：令和6年6月13日(木)

1. 議事

(1) 報告

① 経過報告

令和6年4月10日から6月12日までの静政連活動の経過を報告

② 前回以降本日までの経過報告

ア 令和6年度定期大会出席者報告

5月24日定期大会の当日出席者数等を報告

イ 静岡県知事選挙の結果について

静岡県知事選挙の結果を報告

③ 日政連報告

(2) 協議事項

(3) 議案の審議

(4) 予算執行状況報告

(5) その他の事項

2. その他（幹事会による自由討議）



企業、商品、サービスなどの
ネーミングやロゴマークの制作。
会社案内、パンフレット、チラシなど
PRツールの制作も、
お気軽にお問い合わせください。

中小企業診断士の産廃診断書

作成料 **80,000**円(税別)～

債務超過になった産業廃棄物処理、運搬業者の経理的基礎を確認するために、診断書を作成いたします。



▲ホームページ

ネーミング制作 **40,000**円(税別)～ 静岡新聞広告賞3回受賞
商品名・サービス名・施設名など商標登録も視野に入れたネーミングを考案します。

ふじのくにコンサルティング
杉本剛敏 中小企業診断士事務所
054-623-9851
静岡県焼津市三和1467

編集後記

9月に入っても相変わらずの酷暑ですが、会員の皆様はいかがお過ごしでしょうか。ここ数年は毎年のように35度だの40度だのと、およそ普通とは思えないような気温を記録している日本の夏ですが、諸外国に比べて湿度が高い分、より過酷なものであることは皆様肌で感じているかと思います。

さて、そんな暑い夏を乗り越えて発行に至った行政書士しずおか314号ですが、今回からの新たな企画として「各支部活動紹介」をしていくことになりました。

本会には17の支部がありますが、それぞれ異なった特色を持ち、運営の仕方や組織、イベント等の内容についても様々です。そこで各々における活動について本誌で取り上げ、その魅力についてほかの支部の会員の方に発信していくとともに、他支部の良いところを参考にする機会にさせていただけたらと考えた次第です。

また、これからもどんどん新たな企画をスタートさせ、会員の皆様に有益な情報を提供できるよう、広報委員一同頑張っまいります。これからも『行政書士しずおか』をよろしくお願ひ申し上げます。

行政書士しずおか No.314 2024年秋号

発行 静岡県行政書士会
〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町2番113号
TEL 054-254-3003・254-3005 FAX 054-254-9368 URL www.sz-gyosei.jp

発行人 会長 平岡康弘
編集 広報部長 鈴木 淳 同委員長 小木隆彬 同委員 菊池美弥・柴 友理・伊藤 僚・酒井佑一郎・古橋洋美・伊藤みほ・川口瑞知子
印刷 池田屋印刷株式会社
〒422-8058 静岡県静岡市駿河区中原746番地の1
TEL 054-285-8275 FAX 054-284-2846

発行年月日 令和6年9月15日

なんでも経審Plus は、

建設業許可・経営事項審査電子申請システム

JCIP に対応!!



「会員登録」「利用料」「更新料」は一切不要です。
 いますぐ**無料**でお使いいただけます。

許可・経審の“電子申請”も「なんでも経審Plus」



「なんでも経審Plus」を使うと…

- ▶ JCIPへの申請データを作成できます! ※JCIP(建設業許可・経営事項審査電子申請システム)
- ▶ JCIPから取り出した前回データも取り込めます!
- ▶ 経営状況分析申請用データも作成可能。そのまま電子申請するとお得に!

※一部の行政庁では、令和5年1月からの電子申請受付はできませんのでご注意ください。

経営状況分析は“信頼と実績”の **登録経営状況分析機関 登録番号 1**

詳しい情報は <https://www.ciic.or.jp/>

または **CIIC なんでも経審Plus**

CIIC 一般財団法人 **建設業情報管理センター** 東日本支部

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号 住友生命日本橋大伝馬町ビル4階

【お問い合わせ】 ■北海道 Tel. 011-222-2688

■東北 Tel. 03-6661-7214

■関東 Tel. 03-6661-7427

■中部・北陸 Tel. 03-6661-7524

当財団は、情報セキュリティ
 マネジメントシステム (ISMS)
 に関するISO規格 (27001) の
 認証を取得しています。



このポスターは、宝くじの社会貢献広報
事業として助成を受け作成されたものです。



行政書士は 頼れる街の法律家



そうだ、
行政書士に
相談しよう！

伊原六花

行政書士は、さまざまな許認可や届出、遺言や相続、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
静岡県行政書士会

後援：**総務省**
静岡県



毎年10月は行政書士制度広報月間です。



静岡県行政書士会